

(1)市町村税の概要

(令和6年度)

1 市町村税の課税の根拠

(1) 課税の根拠

市町村税は、市町村がその行政に要する一般経費を賄うために、その市町村内の住民等から徴収する税であり、市町村の財源収入の中の大宗をなしている。

このように市町村が市町村税を賦課徴収しうる権能、すなわち、市町村の課税権は市町村の固有の権能として、地方自治法が明示しているところであり、それは住民の意思を代表する市町村の議会において議決された条例の定めるところに基づいて行使される。

(参考)

○ 憲法第 92 条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

○ 地方自治法第 10 条第2項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

○ 地方自治法第 223 条

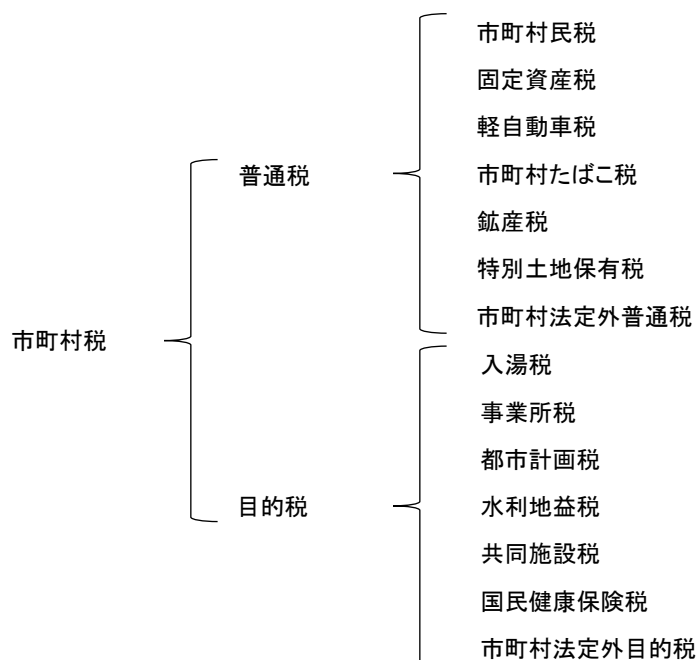
普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

○ 地方税法第3条

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 市町村税の体系



(1) 市町村民税

[illegible]

(2) 固定資産税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	納税義務者: 固定資産の所有者 課税客体: 固定資産(土地・家屋・償却資産)
課 税 標 準	1 土地又は家屋 基準年度の価格(適正な時価)で固定資産課税台帳に登録されたもの(住宅用地についてはその税負担を軽減することを目的として、その面積の広さによって小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用される。) 2 償却資産 賦課期日における価格(特定のものについては価格に一定の率を乗じたもの)
免 税 点	法定免税点 同一の者については、当該市町村の区域におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、それぞれ次の額に満たない場合においては固定資産税を課することができない。 (1) 土地にあつては 30 万円 (2) 家屋にあつては 20 万円 (3) 償却資産にあつては 150 万円
税 率	標準税率 100 分の 1.4
納 付 期 限	4月、7月、12月及び2月中(具体的な期限は各市町村の条例で定める。) ※ 市町村によっては条例において異なる期限を定めている場合があります。
徴 収 方 法	普通徴収

(3) 軽自動車税

ア 環境性能割(令和元年 10 月 1 日施行)

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	令和元年に消費税が 10%に引き上げられたことを受けて自動車取得税(道府県税)が廃止され自動車・軽自動車税の環境性能割が創設された。これは、自動車がもたらすCO ₂ の排出、道路の損傷、公害、騒音などの様々な社会的費用にかかる行政需要の原因となる者へ負担を求めるものである。軽自動車に係る環境性能割については、市町村税であるが、当分の間、都道府県が賦課徴収することとしている。 納税義務者:三輪以上の軽自動車の取得者 課税客体:上記の車両(特殊自動車を除く) 課税の時期:三輪以上の軽自動車の取得時(購入時)					
税 率	(令和6年1月1日以降)					
	区分			税率		
				自家用	営業用	
	電気自動車			非課税	非課税	
	燃料電池自動車					
	天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%低減)					
	ガソリン車 ハイブリット車 (乗用車)	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税	
			令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	
			令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%	
			上記以外			2%
		総重量2.5トン以下のトラック ガソリン車(ハイブリット車を含む)	平成30年排出ガス基準50%低減 又は平成17年排出ガス基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税	非課税
	令和4年度燃費基準達成			1%	0.5%	
	令和4年度燃費基準95%達成			2%	1%	
	上記以外			2%	2%	
	【税額の計算方法】 自動車の取得価格 × 上記税率 ※免税点 取得価格 50 万円					
納 付 期 限	環境性能割に係る申告書を提出したとき					
徴 収 方 法	申告納付					

イ 種別割(令和元年10月1日から従前の軽自動車税が軽自動車税種別割に改正)

[illegible]

	【グリーン化特例(軽課)】 一定の期間内に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽課する特例措置。
納付期限	4月中(具体的な期限は各市町村の条例で定める。) ※ 市町村によっては条例において異なる期限を定めている場合があります。
徴収方法	普通徴収

(4) 市町村たばこ税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	納税義務者:製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)及び卸売販売業者 課税客体:売り渡し又は消費等に係る製造たばこ
課 税 標 準	第 465 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数
税 率	1,000 本につき 6,552 円
納 付 期 限	市町村たばこ税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

(5) 鉱産税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	鉱山の採掘事業に対して、事業の作業場所在の市町村が課税する。 納税義務者：鉱物の掘採の事業を行う鉱業者 課税客体：鉱物の掘採事業
課 税 標 準	鉱物の価格
税 率	標準税率 100 分の 1 制限税率 100 分の 1.2 (ただし、毎月1日から末日までの間に掘採された鉱物の価格が、作業場所在の市町村ごとに 200 万円以下の場合、標準税率 100 分の 0.7 制限税率 100 分の 0.9)
納 付 期 限	鉱産税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

(6) 特別土地保有税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	投機的土地取得の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和 48 年度に創設。土地所在の市町村が課税。なお、現下の経済情勢等にかんがみ、平成 15 年度以降、特別土地保有税は課税が停止されている。 納税義務者：土地の所有者又は取得者（平成 15 年度以降、当分の間、課税停止） 課税客体：土地の保有又は取得（ただし、取得後 10 年を経過したものを除く。）
課 税 標 準	(1) 取得分 土地の取得価額 (2) 保有分 土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い額 * 修正取得価額は、取得価額を当該土地の取得時期以降の地価の変動を勘案して定められる割合により修正した額をいう。
税 率	(1) 取得分 100 分の 3 (2) 保有分 100 分の 1.4
納 付 期 限	特別土地保有税に係る申告書を提出したとき
徴 収 方 法	申告納付

4 目的税

(1)入湯税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために鉱泉浴場における入湯行為に対して課税する。 納税義務者：鉱泉浴場における入湯客 課 税 客 体：鉱泉浴場における入湯行為
課 税 標 準	入湯客数・入湯日数
税 率	1人1日 150 円を標準として取り扱う。
納 付 期 限	各市町村の条例で定める期限
徴 収 方 法	特別徴収

(2) 国民健康保険税

納 税 義 務 者 等	納税義務者：国民健康保険の被保険者である世帯主 課 税 額：基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額 課 税 総 額：各市町村の条例で定める下記のいずれかの方式により課税総額を設定。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">第四方式</td><td>所得割総額</td></tr> <tr> <td>資産割総額</td></tr> <tr> <td>被保険者均等割総額</td></tr> <tr> <td>世帯別平等割総額</td></tr> <tr> <td rowspan="3">第三方式</td><td>所得割総額</td></tr> <tr> <td>被保険者均等割総額</td></tr> <tr> <td>世帯別平等割総額</td></tr> <tr> <td rowspan="2">第二方式</td><td>所得割総額</td></tr> <tr> <td>被保険者均等割総額</td></tr> </table> 税 率：条例で定める（基礎課税額は 65 万円を、後期高齢者支援金等課税額は 24 万円を、介護納付金課税額は 17 万円を超えることができない）。	第四方式	所得割総額	資産割総額	被保険者均等割総額	世帯別平等割総額	第三方式	所得割総額	被保険者均等割総額	世帯別平等割総額	第二方式	所得割総額	被保険者均等割総額
第四方式	所得割総額												
	資産割総額												
	被保険者均等割総額												
	世帯別平等割総額												
第三方式	所得割総額												
	被保険者均等割総額												
	世帯別平等割総額												
第二方式	所得割総額												
	被保険者均等割総額												
納 付 期 限	各市町村の条例で定める期限												
徴 収 方 法	普通徴収 ※ 一定の要件を満たす場合には特別徴収												

(3) 事業所税

よ納 び税 課義 税務 客者 体お	事業所税は、都市地域における都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため事業所などにおいて行われる事業に対して課税するもの。 課 税 団 体：東京都、指定都市等（本県においては那覇市） 納税義務者：事業所等において事業を行う者 課 税 客 体：事業所等で法人又は個人の行う事業
課 税 標 準	事業に係るもの 1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額
税 率	事業に係るもの 1 資産割 1㎡につき 600 円（免税点 1,000 ㎡以下） 2 従業者割 100 分の 0.25 （免税点 100 人以下）
納 付 期 限	法人にあつては、事業年度終了の日から2か月以内に、個人については翌年の3月 15 日まで納付する。
徴 収 方 法	申告納付

(4) その他

その他の税目（都市計画税、水利地益税、宅地開発税、共同施設税）については省略。

5 法定外税

法定外税は、総務大臣の同意を得て、市町村が法定の税目のほかに新たに設けることのできる税である。

総務大臣は、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、市町村の協議申請に同意しなければならないとされている。

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- ③ ①及び②に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 法定外普通税

市町村の特別な財政需要に対応することを目的に、条例の定めにより用途を特定せずに課される税。

(令和6年4月1日現在 市町村法定外普通税)

団 体 名	税 目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者
神奈川県山北町 ※R4.4.1 失効	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者
静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者
福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場への駐車行為	有料駐車場駐車台数	有料駐車場利用者
鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料	発電用原子炉の設置者
東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	区内における狭小住戸を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主
大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者
愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者
新潟県柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量	使用済核燃料を保管する原子炉設置者
広島県廿日市市	宮島訪問税	船舶により宮島町の区域に訪問をする行為	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者

(出典:総務省ホームページ)

(2) 法定外目的税

市町村の特有な財政需要に対応するため、条例で定める特定の費用に充てることを目的に課される税。

(令和6年4月1日現在 市町村法定外目的税)

団 体 名	税 目	課 税 客 体	課 税 標 準	納 税 義 務 者
山梨県富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者
福岡県北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者
佐賀県玄海町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者
沖縄県伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により村内へ入域する行為	旅客船、飛行機等により村内へ入域する回数	旅客船、飛行機等により村内へ入域する者
沖縄県伊平屋村	環境協力税	旅客船等により村内へ入域する行為	旅客船等により村内へ入域する回数	旅客船等により村内へ入域する者
沖縄県渡嘉敷村	環境協力税	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する行為	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する回数	旅客船等又はヘリコプターにより村内へ入域する者
大阪府箕面市	開発事業等緑化負担税	事業として行う開発行為等	開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、該当土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積	開発行為等を行う事業者
沖縄県座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者

京都府京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
石川県金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者
北海道倶知安町	宿泊税	- 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	- 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	- 倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
福岡県福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者

福岡県北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者
長崎県長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者

(出典:総務省ホームページ)